

平成30年度 業務棚卸評価シート

No.	1	担当部課名称	農業委員会事務局
事務事業名	農地台帳の整備及び活用		
見直しのタイトル	農地情報公開システム（フェーズ2）への完全移行		
添付資料 有無	無		

1 現状における課題

- 平成29年度末に農地情報公開システム（フェーズ2）に移行したものの、国の仕様において、本市では法定化された住民基本台帳との突合ができない状況であり、フェーズ2の整備及び活用が進められない。
- そのため、従来の独自の農地台帳システムも並行稼働し、農地法施行規則に規定されている住民基本台帳と固定資産課税台帳との突合を委託により実施している。

2 業務改善の趣旨及び具体的内容

【趣旨】

独自システムから農地情報公開システム（フェーズ2）へ完全移行することで事業コスト削減を図るとともに農地情報の利活用を図る。

【具体的内容】

次の工程を踏まえた後、今年度中にシステムの完全移行を目指す。

- 他市の状況を確認しつつ、解決策の検討を行う。
- 独自システムの業者及び庁内所管課（情報推進課・市民課・資産税課）との協議、調整を実施。
- 農地情報公開システム（フェーズ2）の窓口となる全国農業会議所に解決策の確認。
- 農地情報公開システム（フェーズ2）へのデータ入力。

3 改善により期待できる効果

- 農地情報公開システム（フェーズ2）への完全移行により、事務量及び事業コストの削減につながる。
- クラウド上で一元的にシステム管理を行うことで、より迅速に農地に関する情報を公表することができる。

4 実施スケジュール（概要）

6月～8月	他市の状況確認をしつつ、独自システムの保守委託業者等との協議、解決策の検討
6月～10月	全国農業会議所及び庁内関係課（情報推進課・市民課・資産税課）との協議、調整
11月～3月	農地情報公開システム（フェーズ2）へのデータ入力
4月	農地情報公開システム（フェーズ2）への完全移行

5 実施結果の振り返り

- ・他市の状況調査及び関係機関等と協議を実施した結果、農地情報公開システム（フェーズ2）へ完全移行するためには、本市基幹システムの改修が必要であり、数百万以上の費用負担が発生する。また、県内市町の農業委員会においては、厚木市を除き、ほとんどの農業委員会がフェーズ2と独自システムを併用している。
- ・費用対効果及び近隣他市町の状況を鑑み、フェーズ2における住民基本台帳との突合については、独自システムの保守委託の中でシステム改修し、独自システムで法定の突合を行ったデータをフェーズ2に取り込めるようにすることで、引き続きシステムを併用することとした。